

# 所有者と使用者の変更

水道の名義には**所有者**と**使用者**があります。

## ☆「所有者の変更」が必要な場合

→持ち家（マンション等含む）で、水道の権利（家の中にある蛇口や給水管）を売買や相続等で異動する必要がある場合は、「給水装置所有権移転届（A4縦）」をご提出ください。固定電話の「加入権」のようなものと考えてください。

（注意）

※売買等の場合は、新旧所有者の押印が必要となります。

旧所有者の押印ができない場合は、所有者の変更をしたことが分かる旨の文書の写し（売買契約書等）を添付してください。

※相続の場合は、旧所有者（亡くなった方）の押印は不要です。

※提出日から3日以内の変更日をご記入ください。

※「所有権移転届」の原本を来庁または郵送で、**市役所水道課水道工務係**へ提出してください。

記入例が次ページ以降にありますので、ご参照ください。

## ☆「使用者の変更」が必要な場合

→賃貸住宅等で、引越し等により水道を使用する人が変更になる場合や、持ち家で水道を使用する人が変更になる場合（例：親から子へ）は、「請求先・使用者変更届（A4横）」を提出してください。

（注意）

※この様式は、請求先や使用者の名前を変更するものです。料金の精算が必要な場合や、支払方法を変更する場合は、様式に沿ってご記入ください。

※口座を変更する場合や、新たに口座振替を申請する場合は、同時に口座振替依頼書の提出をお願いしております。

※記入後は、来庁、郵送、FAX（様式に記載の番号へ）いずれかの方法で**市役所水道課料金係**まで提出してください。

## ☆様式の入手方法

知立市ホームページ内「申請書・様式ダウンロード→上下水道部様式集」または「水道や下水道に関する手続（開始や中止）」のページからダウンロードしてください。

## ☆問合せ先

知立市役所上下水道部 水道課水道工務係（**所有者**の変更について）TEL0566-95-0133  
水道課料金係（**使用者**の変更について） TEL0566-95-0132  
〒472-8666 愛知県知立市広見3-1

< 売買の場合 >

課 長		係 長		受 付		デ ー タ	
--------	--	--------	--	--------	--	-------------	--

給水装置所有権移転届

年号〇〇年 △△月 ◇◇日

知立市水道事業 様

住 所 **知立市広見丁目1番地**

ふりがな **ちりゅう いちろう**

氏 名 **知立 一郎**

下記のとおり給水装置の所有権を移転しました。

記

需 要 家 番 号		
給 水 装 置 の 設 置 場 所	知立市	<b>広見丁目1</b> 番地
※ 給水装置の (水栓)番号	第	号
所 有 者	移 転 前	ふりがな <b>へさかい たろう</b>
		氏 名 <b>啓海 太郎</b> (印) ※
	移 転 後	ふりがな <b>ちりゅう いちろう</b>
		氏 名 <b>知立 一郎</b> (印)
移 転 年 月 日	<b>年号〇〇年 △△月 ◇◇日</b>	
移 転 理 由	<b>売買</b>	
摘 要		

備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 移転した日から3日以内に届け出てください。

※前所有者の押印が無い場合は、土地の登記簿謄本や売買契約書の写しを添付すること。

<相続の場合>

課 長		係 長		受 付		デ ー タ	
--------	--	--------	--	--------	--	-------------	--

給水装置所有権移転届

年号〇〇年 △△月 ◇◇日

知立市水道事業 様

住 所 **知立市広見丁目1番地**

ふりがな **ちりゅう いちろう**

氏 名 **知立 一郎**

下記のとおり給水装置の所有権を移転しました。

記

需 要 家 番 号		
給 水 装 置 の 設 置 場 所	知立市	<b>広見丁目</b> 番地
※ 給水装置の (水栓)番号	第	号
所 有 者	移 転 前	ふりがな <b>ちりゅう たろう</b>
		氏 名 <b>知立 太郎</b> (印) ※
	移 転 後	ふりがな <b>ちりゅう いちろう</b>
		氏 名 <b>知立 一郎</b> (印)
移 転 年 月 日	<b>年号〇〇年 △△月 ◇◇日</b>	
移 転 理 由	<b>相続</b>	
摘 要		

備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 移転した日から3日以内に届け出てください。

※前所有者が亡くなっている場合は、前所有者の押印無しでよい。